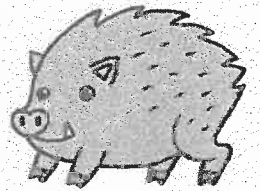


令和8年度も引き続き補助を行います



鳥獣被害でお困りの方へ

～電気柵等の設置に関する補助金の活用を～

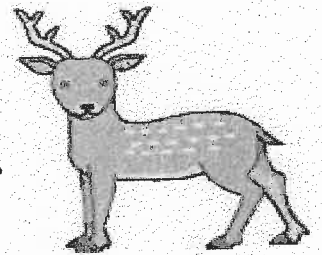
町では、農作物の鳥獣被害を防止するために、農業者又は個人が電気柵、防除柵、防除網等を設置する経費に対して補助をします。

(下諏訪町鳥獣被害防止電気柵等設置事業補助金交付要綱に基づいて補助をします。)

◎補助対象者は…

町内の土地に電気柵、防除柵、防除網等を設置する者

- (1) 農業者…農地を所有しており、農業に従事している方。
- (2) 個人…農地を所有していないが、家庭菜園等を行っている方。



◎補助金額は…

- (1) 農業者は、補助対象事業経費の2分の1とし、10万円を限度とします。
- (2) 個人は、補助対象事業経費の2分の1とし、3万円を限度とします。

◎申請方法やご不明な点について

- (1) 申請期間は令和8年4月1日(火)～令和9年3月12日(金)まで。

申請は年度に1回。

申請用紙等は農林係または、下記QRコードより申請ください。

農業被害でお困りの際には、下記連絡先までご相談をお願いいたします。

申請用



実績報告用



☆お問い合わせ先…下諏訪町 産業振興課 農林係 (庁舎2階)

電話 27-1111 (内線275・276)